平成２３年（フ）第１９３号
札幌市白石区北郷７条10丁目３番10―308号
債務者　羽深　未来（旧姓藤村）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０４号
札幌市北区麻生町５丁目８番20―503号
債務者　一戸　隆次
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１７号
札幌市手稲区星置２条３丁目８番１号　リバティーハイツＢ号
債務者　井林良里子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１号
北海道名寄市西10条北１丁目55番地10大和ハイツ103号室
債務者　成田　英治
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第２８９号
千葉県旭市飯岡2847番地８
債務者　宮内惠美子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２９０号
千葉県旭市飯岡2847番地８
債務者　宮内真由美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２２号
新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲1350番地８　キャニオンヴィラⅡ303号室、前住所新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲1520番地３
債務者　知野　　滋
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１３５号
新潟県燕市花見429番地３
債務者　宇鉄　紀世
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第１号
新潟県三条市若宮新田384番地
債務者　石丸　俊行
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第１１号
新潟県見附市新潟町558番地
債務者　小川　紀策
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
新潟県見附市新潟町558番地
債務者　小川　初枝
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
新潟県長岡市草生津１丁目４番６号、前住所新潟県見附市新潟町558番地
債務者　小川　喜紀
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
新潟県南魚沼市芹田812番地７、前住所東京都江東区東砂５丁目16番５号　大槻ビル403
債務者　青木　　剛
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第５７７号
静岡県沼津市志下308番地
債務者　藤田　晴美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０３号
大阪府松原市天美東７丁目４番３号、前住所大阪市平野区長吉川辺１丁目北３番２号　ファーストタウンｐａｒｔ３―303
債務者　大江　啓之
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９４３号
大阪府松原市立部５丁目４番４―1102号
債務者　上原　律子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９５９号
大阪府羽曳野市野々上５丁目13番５―205号
債務者　吉川有紀子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９７１号
堺市中区東山948番地３、前住所堺市中区深井東町3053番地　パレス泉北深井106号
債務者　寺沢　彰二
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係